

盛岡市総合アリーナ アリーナ利用料金表

区分				1時間あたりの利用料金		
				午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで
アマチュアスポーツに 使用する場合	全面使用	土曜日及び休日	市民料金	5,050円	5,350円	5,700円
			市民以外料金	10,100円	10,700円	11,400円
		その他の日	市民料金	3,800円	4,100円	4,450円
			市民以外料金	7,600円	8,200円	8,900円
	半面使用	土曜日及び休日	市民料金	2,550円	2,700円	2,900円
			市民以外料金	5,100円	5,400円	5,800円
		その他の日	市民料金	1,900円	2,050円	2,250円
			市民以外料金	3,800円	4,100円	4,500円
	3分の1使用	土曜日及び休日	市民料金	1,700円	1,800円	1,900円
			市民以外料金	3,400円	3,600円	3,800円
		その他の日	市民料金	1,300円	1,400円	1,500円
			市民以外料金	2,600円	2,800円	3,000円
集会, 展示会, 式典その他これらに類する 催しに使用する場合	土曜日及び休日		50,500円	53,500円	57,000円	
	その他の日		38,000円	41,000円	44,500円	
音楽, 芸能, スポーツ等の興行に使用する 場合	土曜日及び休日		60,600円	64,200円	68,400円	
	その他の日		45,600円	49,200円	53,400円	
冷房料・暖房料				6,400円		

◆備考

- 1 「休日」とは、日曜日、祝日法による休日、1月2日及び3日並びに12月29日、30日及び31日をいう。
- 2 2以上の使用時間区分にわたって使用する場合の使用料の額は、当該使用に係る使用時間区分の使用料を合算した額とする。
- 3 使用時間が使用時間区分の時間数に満たない場合の使用料の額は、その使用時間30分までごとに、当該使用時間区分の使用料の額の時間割計算による額の5割に相当する額とする。
- 4 午前9時前又は午後9時後に使用する場合の使用料の額は、その使用時間30分までごとに、午前9時前のときは午前9時から午後1時までの、午後9時後のときは午後5時から午後9時までの使用時間区分の使用料の額の時間割計算による額の5割に相当する額とする。
- 5 入場料その他これに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合の使用料の額は、この表より算定した額にその額の5割に相当する額を加算した額とする。
- 6 専ら準備又は撤去のために使用する場合の使用料の額は、この表より算定した額の5割に相当する額とする。
- 7 機械又は器具を設置して電気を使用する場合（第8条第2項の附属の設備を使用して電気を使用するものを除く。）の使用料の額は、この表より算定した額に実費の範囲内で市長が定める額を加算した額とする。
- 8 冷暖房を使用する場合は、規則で定める冷房料又は暖房料を徴収する。額は、それぞれ1時間までごとに6,400円とする。
- 9 この表により算定した使用料の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。